

(デジタル政策課 競争入札参加者の資格に関する公示)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする特定役務の種類

大分県総合ヘルプデスク運営業務委託

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号)第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。)

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数(基準日までの営業年数をいう。)

(二) 営業実績(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度)(以下「基準年度」という。)の販売実績や契約実績をいう。)

(三) 経営規模

(1) 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)

(2) 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)

(四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇― 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六五

3 申請の時期

令和七年八月二十九日から同年九月十二日まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

五 申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までに掲げる者に該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2

1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。